

(趣旨)

第1 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項（委託による事業に必要な事項を除く。）を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱で使用する用語は、法、施行規則及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」）で使用する用語の例による。

(事業内容)

第3 市長は、総合事業として次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 居宅要支援被保険者等に対して必要な支援を行う法第115条の45第1項第1号に規定する事業（以下「第1号事業」という。）
- (2) 第1号被保険者に対して行う法第115条の45第1項第2号に規定する要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のために必要な事業（以下「一般介護予防事業」という。）

2 市長は、前項第1号に規定する第1号事業について、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 第1号訪問事業（法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業）

ア 介護予防訪問介護相当サービス（施行規則第140条の63の6第1号に該当するものとして、「甲府市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成28年2月1日福第2号）」に基づくものをいう。以下同じ。）

イ 訪問型サービスB（有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援をいう。）

- (2) 第1号通所事業（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業）

ア 介護予防通所介護相当サービス（施行規則第140条の63の6第1号に該当するものとして、「甲府市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成28年2月1日福第2号）」に基づくものをいう。以下同じ。）

イ 通所型サービスB（有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援をいう。）

ウ 通所型サービスC（保健・医療の専門職により提供される原則3箇月の短期間で行われるサービスを

いう。以下同じ。)

(3) 介護予防ケアマネジメント (法第115条の45第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業)

ア ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメントをいう。以下同じ。)

イ ケアマネジメントC (緩和した基準によるケアマネジメントとして、基本的にサービス利用開始時のみ行う介護予防ケアマネジメントをいう。以下同じ。)

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

3 市長は、第1項第2号に規定する一般介護予防事業について、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 介護予防把握事業

(2) 介護予防普及啓発事業

(3) 地域介護予防活動支援事業

(4) 一般介護予防事業評価事業

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

(第1号事業の事業対象者)

第4 第1号事業の事業対象者とは、次の各号のいずれかに該当する被保険者(法第115条の45第1項に規定する被保険者をいう。以下同じ。)とする。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 事業対象者(平成27年厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリスト(以下「元気アップチェック」という。)に該当した第1号被保険者)

(3) 継続利用要介護者(居宅要介護被保険者であつて、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス等を受ける日以前に前2号のいずれかに該当し、第3第2項第1号イ及び第2号イ又はそのいずれかのサービスを受けていた者のうち、介護給付サービスを受けた日以後も継続的にサービスを受けているものをいう。)

(事業対象者要件の確認等)

第5 第4第2号の規定により第1号事業の利用を希望する者は、甲府市地域包括支援センター事業実施要綱(平成18年3月1日福第3号)第3の規定により委託された地域包括支援センター又は甲府市に元気アップチェックを提出するものとする。

2 元気アップチェックによる事業対象者の要件の確認は、原則として本人との面接により行うものとする、ただし、本人が遠方に入院中など面接に支障がある場合は、電話又は家族から本人の状況及び生活状況等を聞き取ることができるものとする。

3 元気アップチェックの提出については、居宅介護支援事業所等の代行により行うことができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

4 事業対象者が、介護予防ケアマネジメントを受けることを希望する場合は、別に定める「居宅・介護予防サービス計画作成、介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を地域包括支援センター又は甲府市に提出するものとする。

（第1号事業に要する費用の額）

第6 第1号事業のうち、次の各号に掲げる事業に要する費用の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第1号訪問事業

ア 介護予防訪問介護相当サービス 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）に掲げる甲府市の地域区分に基づく介護予防訪問介護の割合に10円を乗じて得た額に、令和3年厚生労働省告示第72号別表に定める訪問介護員等によるサービス費（訪問介護従前相当サービス費）の単位数を乗じて得た額

(2) 第1号通所事業

ア 介護予防通所介護相当サービス 単価告示に掲げる甲府市の事業所の所在する地域区分に基づく介護予防通所介護の割合に10円を乗じて得た額に、令和3年厚生労働省告示第72号別表に定める通所介護事業者の従事者によるサービス費（通所介護従前相当サービス費）の単位数を乗じて得た額

イ 通所型サービスC 別に市長が定める額

(3) 介護予防ケアマネジメント

ア ケアマネジメントA及びケアマネジメントC 単価告示に掲げる甲府市の地域区分に基づく介護予防支援の割合に10円を乗じて得た額に、令和3年厚生労働省告示第72号別表に定める介護予防ケアマネジメント費の単位数を乗じて得た額

（第1号訪問事業及び第1号通所事業の費用の支給）

第7 市長は、居宅要支援被保険者又は事業対象者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）が、次の各号に掲げる事業を利用したときは、第1号事業支給費又は事業支給費としてそれぞれ当該各号に定める額を支給するものとする。

(1) 介護予防訪問介護相当サービス 第6第1号に定める費用の額の100分の90（法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては、100分の80、同条第2項に定める者にあつては、100分の70）に相当する額

(2) 介護予防通所介護相当サービス 第6第2号に定める費用の額の100分の90（法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては、100分の80、同条第2項に定め

る者にあつては、100分の70)に相当する額

(3) 通所型サービスC 別に市長が定める額

(高額介護予防サービス費相当額の支給)

第8 市長は、居宅要支援被保険者等が利用した介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスに要した費用の合計額について、法第61条第1項の規定による高額介護予防サービス費の支給の例により、高額介護予防サービス費相当額を支給する。

2 当該事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(高額医療合算介護予防サービス費相当額の支給)

第9 市長は、居宅要支援被保険者等が利用した介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスに要した費用の合計額について、法第61条の2の規定による高額医療合算介護予防サービス費の支給の例により、高額医療合算介護予防サービス費相当額を支給することができる。

2 当該事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(支給限度額)

第10 第4第2号に該当する者に係る第7の規定により支給する場合の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90(法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては、100分の80、同条第2項に定める者にあつては、100分の70)に相当する額とする。

2 介護予防ケアマネジメントにより、前項に規定する相当する額を超えたサービスの提供が必要とされた者にあつては、要支援2の介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90(法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては、100分の80、同条第2項に定める者にあつては、100分の70)に相当する額を超えない範囲で支給することができる。

(介護予防に関する活動に係る費用の補助)

第11 市長は、市民等が自主的に行う介護予防に関する活動に係る費用の全部又は一部について補助をすることができる。

(苦情処理)

第12 市長は、総合事業の利用者及びその家族からの総合事業に関する苦情等に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 市長は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 市長は、総合事業の利用者及びその家族からの苦情等のうち市で対応することができないものについて、その対応を山梨県国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第83条に規定する国民健康保険団体連合会で、同法第84条第1項の規定により山梨県知事の認可を受けて設立された団体（以下「連合会」という。）をいう。以下同じ。）に依頼することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、市長は、第3に掲げる事業の利用者及びその家族からの苦情等のうち市で対応することができないものについて、利用者及びその家族からの申立てに基づく事業者に対する調査及び指導助言を連合会に依頼することができる。
- 5 市長は、第1号事業を運営する事業者に対し、次に掲げる事項を義務付けるものとする。
 - (1) 前項の規定による市長の依頼を受けて連合会が行う調査に協力すること。
 - (2) 連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。
 - (3) 連合会から前号の改善に関する報告の求めがあったときは、当該改善の内容を報告すること。

（その他）

第13 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。